

## 「エソール広島」施設優遇利用規則

(目的)

第1条 この規則は、男女共同参画の推進を目的とした事業実施を支援するために、広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）に設置された会議室等の施設を利用する際の優遇について必要な事項を定め、もって男女共同参画の推進に寄与することを目的とする。

(施設利用の優遇)

第2条 公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）は、エソール広島の施設を利用して実施される事業が、次の各号のいずれにも該当する事業に対し、優遇を行う。

(1) 男女共同参画の推進を目的とした事業であること。

(2) 公益に資する事業であること。

2 前項に該当する場合、財団は次の優遇措置を講ずる。

(1) 優先予約

一般利用に先行して利用日の1年6カ月前から予約を受け付ける。

(2) 利用料金の減額

国、地方公共団体及び非営利団体による事業実施の場合には、利用料金を減額するものとし、減額割合については別表のとおりとする。

(優遇利用の決定)

第3条 「エソール広島」の優遇利用は、施設利用の申込みの際、別紙様式第1号による「会議等申込書（兼）受付票」に基づき、審査の上決定する。

2 前項の場合、理事長は、「エソール広島」の優遇利用を希望する団体（者）の活動が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業内容を勘案して適当と認めた場合には、その利用を認めるものとする。

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(2) もっぱら特定の政党又は宗教の宣伝等を目的としたもの

3 理事長は、優遇利用を許可した利用者が前項の各号の一に該当するに至ったと認められた場合は、その許可を取り消すことができるものとする。

(利用の制限)

第4条 理事長は、この規則を守らない利用者又は財団の指示に従わない利用者に対して、利用を制限することができる。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

別表

「エソール広島」施設利用料金の減額割合

区分	室 名	減額割合
多目的ホール及び会議室 (2F)	多目的ホール 全室利用	20%
	多目的ホール 2/3 利用	
	多目的ホール 1/3	
	会議室 1+2	
	会議室 1 [コア]	
	会議室 2 [ミレ]	
	会議室 3 [モネ]	
研修室・カルチャー教室等 (3F～1F)	研修室 (1)	
	研修室 (2)	
	研修室 (3)	
	工作室	
	音楽・体育室	
	和室	
	調理室	
	相談室	

注：ただし、財団の事業に係る利用，その他財団の運営上特に必要と認める場合は，別途，理事長の定めるところによる。